

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

66

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

経営力向上計画に係る認定権限の都道府県知事への移譲

提案団体

広島県、鳥取県、島根県、山口県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営力向上計画に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例

中小企業等経営強化法に定める中小企業等の事業計画の種類として、経営力向上計画と経営革新計画があるが、認定権限は前者が国、後者が都道府県(複数社共同の申請で2つ以上の都道府県に本社が所在する場合の認定は除く)に分かれている。

両計画は別個の計画であるが、「経営力の強化」という観点では共通しており、内容についても、密接に関連している計画と言える。

同計画の内容や支援措置、事業者の考えている事業計画がどちらの計画に該当するかといった相談を国、都道府県のそれぞれにしなければならず、煩雑であり、都道府県に一元化してもよいのではないかとこの経営革新等支援機関の意見もある。

また、経営力向上計画は国の出先機関に申請することになっていることから、遠方の申請者にとっては、移動や申請手続きが負担となっている。

都道府県にとっても、経営力向上計画の認定権限がないことから、地域の中小企業に対して、経営革新計画も含めた他の中小企業支援施策と一体的な支援が行えていない。

【参考】

■経営力向上計画

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資により、事業者の生産性を向上させるための計画(主に事業者の既存事業を対象とした計画)

■経営革新計画

事業者が新商品の開発や新たなサービスの提供等新たな取組によって事業活動を向上させるための計画

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【権限移譲による効果】

経営力向上計画と経営革新計画の窓口をワンストップ化することにより、申請者の利便性の向上及び両計画認定による一体的な支援につながる。

また、申請等窓口が県民により身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。

都道府県にとっても、経営力向上計画や経営革新計画に加えて、各都道府県独自の中小企業支援を行うことで、地域の実情に即した効果的な支援が期待できる。

【移譲に際しての懸念と対応策】

経営力向上計画では、現状では事業分野別の指針において目標設定等の項目が定められており、認定も各事業分野ごとの主務大臣となっている。都道府県知事に権限移譲する場合であっても、経営革新計画と同様に同

指針に基づいて認定を行うことが可能であるとする。

【参考】

■認定件数(H28.7～H29.2)

全国 16,146 件（経産省 12,738 件、国交省 1,225 件、農水省 1,127、厚労省 566 件、国税庁 167 等）  
うち広島県 419 件

根拠法令等

中小企業等経営強化法第 13 条、第 14 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、平成 28 年 7 月より制度を開始し、1 年間で約 24,000 件の認定を行っている。本制度は経営革新計画と異なり、主務大臣が「中小企業等の経営強化に関する基本方針」に定める一定の事項について、事業分野を指定し当該分野に特化した経営力向上の実施方法を定める「事業分野別指針」を策定し、事業者はその事業分野に応じて、当該事業分野別指針を踏まえて作成し、当該指針を策定した主務大臣に申請し、認定を受けるスキームとなっている。

各主務大臣が認定するのは、各事業分野の経営に関する最新の状況を全国レベルで把握し、指針を策定した各事業所管大臣が、事業分野ごとの汎用的な知見に基づき、直接審査・認定したほうが、本計画による経営の向上の上では効果が高いという考え方に基づくもの。また、現在まだ施行後 1 年を経過したところであり、事業分野別指針の内容を含め、国側で制度全体の運用状況を直接把握し、改善に努めるべき段階。これらの理由から、今後も引き続き国で認定を行うことが適当と考える。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

67

提案区分

A 権限移譲

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

経営革新等支援機関に係る認定権限の都道府県知事への移譲

提案団体

広島県、中国地方知事会、宮城県

制度の所管・関係府省

金融庁、経済産業省

求める措置の具体的内容

中小企業等経営強化法に基づく、各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例

地域を支える中小企業・小規模事業者の支援については、中小企業者等に身近な存在である都道府県が地域の実情に即して行うべきであり、経営革新支援機関の認定も同様である。  
現在、経営革新等支援機関の認定権限は国、経営革新計画の認定権限は都道府県と分かれており、都道府県において、一元的に中小企業支援を行うべきである。  
また、経営革新等支援機関認定の申請先が、国の出先機関(経済産業局、財務局)になっていることから、遠方の申請者にとっては移動や申請手続きが負担となっている。

【参考】

■経営革新等支援機関

中小企業・小規模事業者に対して事業計画策定支援等を通じて専門性の高い支援を実施する機関

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【権限移譲による効果】

国から地方へ権限が移譲されることにより、申請等窓口がより身近な都道府県となり、申請者の負担軽減につながる。

[認定機関数](H29.2.6)

全国 25,956 機関

広島県 1,186 機関

都道府県が中小企業支援策を実施するに当たり、施策の周知・説明や意見照会等、経営革新等支援機関を活用した施策の展開が期待できる。

また、経営革新等支援機関に対する指導・監督についても、支援機関に身近な都道府県が行うことにより、迅速かつ地域の実情に即した対応が期待できる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第21条、第22条、第23条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

#### 各府省からの第1次回答

中小企業等経営強化法に基づく各主務大臣の経営革新等支援機関に係る認定に係る権限について、都道府県知事への委譲は行わず、引き続き、国が行使することとしたい。

本措置は、全国に約385万者いる中小企業・小規模事業者等に対する支援を行う機関のレベル、質、専門分野、活動内容に、これまで機関ごと地域ごとのバラツキがあるなどの課題が存在し、中小企業等の取組を支援する体制が不十分であったため、支援の質を全国レベルで担保し事業者支援を行う観点から、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第44号)によって措置されたもの。

また、自由民主党中小企業・小規模事業者政策調査会において「得意分野や技能水準の見える化により、適切な認定支援機関の可視化を進め、必要であれば更新制の導入等の制度の改正も視野に入れ、国が責任を持って信頼される支援機関の絞り込みを図るべき」との提言があったことに加え、平成28年11月以降、中小企業・小規模事業者に関する総合的・基本的な政策について審議する場である「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会」において、認定経営革新等支援機関制度の今後のあり方について議論を行い、平成29年6月、中間整理を公表し、同整理では、中小企業大学校等における研修の充実等を通じた認定経営革新等支援機関の支援能力の能力向上、認定支援機関に対する更新制の導入などを、国が主体となって行うことが求められている。

そのため、国が主体となって上記取組を対応するために、申請のあった権限等については、引き続き、国が対応していく必要がある。

# 平成29年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第1次回答

管理番号

71

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止

提案団体

富山県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

自転車競技法の開催届出に係る都道府県経由事務の廃止

具体的な支障事例

競輪施行者である市町村が競輪を開催しようとするときは都道府県知事及び所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることとなっている。

しかし、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄いため、開催届出を都道府県知事経由とすることの必要性は極めて乏しく、非効率になっている。

本県では、年間平均6件程度の開催届出に対して形式確認を行った上で、所轄経済産業局に送付しているが、これまで書類不備等を指摘した事例もなく、実質的に形骸化している経由事務を行っている状況にある。

また、施設等改善競輪(自転車競技法施行規則第18条)及び市町村が実施するオートレースの開催届出(小型自動車競走法第4条)は所轄経済産業局長を経由して経済産業大臣に届け出ることになっており、都道府県知事の経由は不要となっている。

なお、競馬法及びモーターボート競走法については、開催届出に関する規定は存在しない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県の経由事務処理負担の削減につながる。

競輪施行者である市町村において、便宜上提出している都道府県分の開催届出(都道府県控分)の提出が不要となる。

また、届出内容の訂正等を所轄経済産業局と直接やりとりすることが可能となることから、事務負担の軽減・処理日数の短縮化につながる。

根拠法令等

自転車競技法第2条

自転車競技法施行規則第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、川崎市、大阪府、広島県、愛媛県、大分県

○ 本県においても、年間平均5件程度の開催届出に対して形式確認を行った上、所轄経済産業局に送付して

いるが、これまで書類不備等を指摘した事例もなく、単に経由事務を行っている状況にあり、都道府県にとって経由事務は負担となっている。また、都道府県の事務と、市町村の実施する競輪事業との関係性は非常に薄い  
ため、事務処理が廃止されることによって都道府県に支障を来すこともない。都道府県の経由事務を廃止する  
方が、届出内容の訂正等がある際に所轄経済産業局と市町村が直接やりとりすることで事務負担の軽減・処理  
日数の短縮化につながるため、制度改正は必要である。

○ 本県においても、年間4件程度の開催届けがなされ、形式確認を行った上で所轄経済産業局に送付してい  
るが、これまで書類不備を指摘した事例はここ数年なく、実質的に経由事務を行っている状況である。制度改正  
により、都道府県の経由事務処理負担の削減につながるほか、競輪施行者である市町村においても都道府県  
に提出する開催届出書類の削減ができ、一連の事務負担の軽減及び処理日数の短縮化が期待できる。

○ 本県では、年間平均5件程度の開催届出に対し、所轄経済産業局への進達を行っている。しかしながら、富  
山県からの意見同様、県の事務と市町の実施する競輪事業との関係性は非常に薄い  
ため、開催届出を都道府県知事経由とすることの必要性は極めて乏しく、経由事務は実質的には形骸化している状況にある。加えて、開  
催届の文書は量が多く、送付にあたり、競輪施行者である市町、経由事務を行っている県双方の負担が大き  
い。

○ 都道府県の経由を廃止することで、本市から経済産業省へ到達する期間が短縮でき、開催計画確定から国  
への提出期限までの事務処理可能期間に余裕が持てることから、事務のミス等のを軽減することができると思  
われる。

#### 各府省からの第1次回答

本件については、具体的な支障事例を踏まえて検討していきたいと考えている一方、競輪場の設置や移転に  
ついては、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴いたうえで許可している実状も踏まえると、一部の団体から  
の要望のみではなく、全国知事会・全国市長会・全国町村会等からの意見も考慮したうえで慎重に対応させてい  
ただきたい。